

不動産特定共同事業・業務管理者になるための能力の審査・証明事業

能力証明発行申請書の受付期間、証明書発行時期について

不動産証券化協会は、2025年4月適用の制度改正により、希望するマスター資格者に対し、年に4回、不動産特定共同事業・業務管理者になるための能力を有することの証明書を発行するための実務経験審査を実施いたします(経過措置については下枠参照)。

この審査を受けるためには、所定の様式にて、実務経験証明書を含む申請書一式の提出が必要となります。

詳細は、「[業務管理者としての能力証明発行申請に関するご案内](#)」(PDFファイル)にてご確認ください。

本件に関するマスター資格制度改正適用については経過措置の適用があります。

経過措置の対象の方は、指定の期限まで、ARES CAMPUSマイページ内で発行できる「資格認定証明書」が業務管理者になるための能力証明書になりますので、改めて実務経験審査を受ける必要はありません。経過措置適用の期限は新規認定年度別に設定されています。上記PDF又は[マスター資格制度Webサイト掲載のご案内](#)にてご確認ください。

2025年度

申請受付期限	証明書発行時期
2025年4月1日～2025年6月25日	2025年7月末予定
2025年6月25日～2025年10月20日	2025年11月末予定
2025年10月21日～2026年1月20日	2026年2月末予定
2026年1月21日～2026年3月20日	2026年4月末予定

※申請書の到着後に書類の提出漏れが発覚した場合や、明らかに実務経験の内容の記載などが不足しているような場合には、再提出や追加の資料提出をお願いする場合があります。

※申請書類(追加依頼分を含む)が揃っている方のみ、実務経験審査を実施します。

※2024年度マスター養成講座コース2を受講中の方など、新年度に急ぎ能力証明が必要な方のため、2025年4月中旬にも実務経験審査を実施します。実務経験と認められた場合にも、証明書の発行は2025年5月13日(コース2修了した方のみに発行)以降となります。4月中旬実施予定の審査を受けたい方は2025年3月21日までに申請書一式をご提出ください。